

産業用ドローン導入支援事業補助金のお知らせ

～ 申込期間 令和8年4月6日(月)から4月22日(水) まで ～

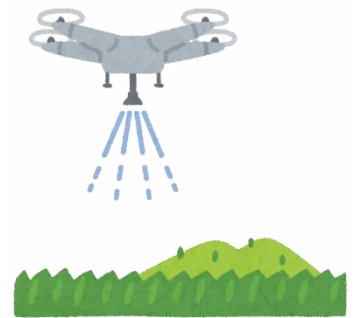
効果的な水稲病虫害防除の促進を図るため、産業用ドローン等の取得費用と技能認定証の取得費用の経費の一部を助成します。

＜事業の対象者＞

次の要件を満たす方

1. 横手市に住所を有する『農業者』及び『農業法人』
2. 対象機械を新規に購入する方（更新は対象外）
3. 地域計画に位置づけられていること（新規就農者含む）
4. 市税に滞納がない方

※『農業者』とは、「個人」及び「集落営農組織」



＜補助率＞

- 産業用ドローン本体等購入費用（税抜）の15%以内

1. 農業者 . . . 300,000円（上限）

2. 農業法人 . . . 500,000円（上限）

- 技能認定証取得費用（税抜）の1/2以内（上限：150,000円）

※産業用ドローンと技能認定証の一体取得が基本

※予算を超える申し込みがあった場合は、補助率の調整を行う場合があります

＜事業の申込について＞ 次の①から④までの書類等が必要となります。

① 「産業用ドローン導入支援事業補助金」申込書

市のホームページからダウンロードできるほか、市農業振興課水田利活用係（県平鹿地域振興局庁舎・旭川一丁目）、各地域局地域課産業建設係（横手地域を除く）に用意しています。

② 1業者からの税抜見積書（産業用ドローンの本体価格が分かるもの、コピー可）

③ 導入する産業用ドローンの型式や性能等が分かるもの（カタログ、ウェブサイトなど）

④ 運転免許証（表裏）の写し または 個人番号カード（マイナンバーカード）

※原則、令和8年度から産業用ドローンを使用できるようにしてください。

＜問い合わせ先＞

横手市農林部農業振興課

TEL 32-2113

FAX 32-4037

担当：水田利活用係